

各種申請・届出（指定・変更等）に 当たっての留意事項について

令和6年3月
青森県健康福祉部障害福祉課

1、障害福祉サービス事業者等の指定申請

指定申請

●新規に障害福祉サービス事業所（又は一般相談支援事業所）の指定を受けたい場合は、最初に事業所を開設予定の市町村の障害福祉担当課へ指定申請にあたっての事前協議を行ってください。市町村における事前協議終了後は事前協議報告書を作成の上、指定を受けたい障害福祉サービスごとに必要となる申請書類と併せて、県障害福祉課あて申請書類一式を提出してください。

●申請書の提出期限は、事業開始予定月の前月1日（必着）です。

●生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定申請の場合には県へ事前協議を行う必要があります。市町村との協議を経た上で、事業開始希望月の前々月20日までに、青森県健康福祉部障害福祉課へ事前協議書及び添付書類を提出してください。（※来庁は不要です）

※事前協議後の指定申請の提出期限は、上記のとおり事業開始予定月の前月1日（必着）です。

※変更指定申請書（添付書類を含む。）は事前協議終了後に提出してください。

新規指定申請の流れ

生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合

その他のサービスの場合

市町村へ事前協議(各市町村)

県へ事前協議
(事前協議書等を事業開始月の前々月20日までに提出)

県審査・決裁

指定申請書等提出(事業開始月の前月1日まで)

県審査・決裁

事業開始

※書類の内容に不備や不足がある場合は、書類の修正や追加書類の提出を求めます。書類の修正や追加書類の提出が期限に遅れる場合は、指定申請書記載の事業開始予定年月日どおりに指定できないこともあります。

新規指定申請書類に係る留意事項

①障害福祉サービス事業等開始届出書(第7号様式)及び障害児通所支援事業等(児童自立生活援助事業等)開始届書(第25号様式)について

- 必ず各項目(1~8)の内容を記載してください。

例) 1 事業の種類
生活介護

- 収支予算書、事業計画書は必ず添付してください。

- 押印は不要です。

- 別添資料で確認可能な項目については、別添~~参照のような書き方で差支えありません。

第7号様式(青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第6条関係)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 法人にあつては、名
氏 名 (称及び代表者の氏名)

障害福祉サービス事業等開始届出書

障害福祉サービス事業等を開始するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により、収支予算書及び事業計画書を提出し、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類も記載すること。)及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条 目、定款その他の基本約款
- 4 職 員の定数及び職務の内容
- 5 主 要 職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称も記載すること。)
- 7 障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)、地域活動支援センターを営む事業又は福祉ホームを営む事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び利用定員
- 8 事業開始の予定年月日

(添付書類)

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

③実務経験証明書の記載方法について

サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、管理者、サービス提供責任者、相談支援専門員等の配置や加算の取得等において実務経験を証明する際に、経歴の証明として実務経験証明書の提出が必要となる場合があります。以下の点にご留意ください。

- 必ず告示、通知等で**実務要件を確認し、要件に該当する証明書をご提出ください。**

例) サービス管理責任者に配置したい → 直接支援8年以上又は相談支援5年以上の実務経験を証明。(※資格非保持の場合)

- 原則、実務経験を証明したい本人が**旧勤務先の法人に発行を依頼してください。**

※**旧勤務先法人の代表者印の押印が必要**です。押印の無いものは証明書として認められません。

※取得に時間がかかることがありますので、時間に余裕をもって取得してください。

- 業務期間の年数、月数(○年○カ月)の誤りがないか必ずご確認ください。

例) 令和4年12月1日～令和6年3月15日は1年3か月となります。

- 「うち業務に従事した日数」は、**実際に勤務した日数**(○○○日)をご記載ください。

- 複数の期間の証明をする場合には、「業務期間」、「うち業務に従事した日数」は、**業務ごとに分けて記載**してください。

例) 生活支援員 平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年0カ月) (385日)

職業指導員 平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年0カ月) (390日)

- 原本ではなく、**写しをご提出ください。**原本については個人で保管してください。

(参考様式4)

実務経験証明書

第 号
令和 年 月 日

様

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名
電話番号

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業務期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
うち業務に従事した日数	
業務内容	職名 ()

(注) 1. 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。
2. 業務期間欄は、証明を受ける者が障害者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入してください。
3. 業務内容欄は、生活指導員、看護師等の職名を記入し、本来業務について、知的障害者更生事業における○○業務、○○実施要綱の○○事業の○○業務等具体的に記入すること。
また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。
4. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
5. 業務に従事した日数は、1年あたり180日以上が必要とされます。

変更指定申請

- 生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員を増やす場合には変更指定申請が必要となります。
- 変更指定申請の際は、市町村との協議を経た上で、事業開始希望月の前々月20日までに、青森県健康福祉部障害福祉課へ事前協議書を提出してください。（※来庁は不要です）
- 事前協議後の指定申請の提出期限は、上記のとおり事業開始予定月の前月1日（必着）です。
※変更指定申請書（添付書類を含む。）は事前協議終了後に提出してください。

変更指定申請の流れ

※生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員を増やす場合

市町村での事前協議(各市町村)

県での事前協議
(事前協議書等を事業開始月の前々月20日までに提出)

県審査・決裁

指定申請書等提出(事業開始月の前月1日まで)

県審査・決裁

定員の増

2、障害福祉サービス事業者等の指定更新申請

指定更新

- 指定更新を希望する場合は、**指定有効期間の満了日までに申請してください。**
- なお、審査事務を円滑に行うため、当課で指定更新申請の受付期間を定め、連絡しています。これまでのところ、受付期間は概ね1月前に設定して通知しています。
- 指定更新申請に対する審査に当たっては、指定基準を満たしていることを確認する必要があるため、**事業休止中のままでの指定更新はできません**。事業休止中の場合は、まず指定基準を満たした上で、**事業再開の手続**を行う必要がありますので御留意願います。
- 更新後に**再度休止をする前提で指定更新申請を行うことはできません**のでご留意ください。

3、障害福祉サービス事業者等の変更・再開 ・廃止・休止の各届出

変更・再開

- 変更・再開に係る各届出は、これらのあったときから10日以内に行ってください。
- 上記の例外として、算定する報酬の単位数の増に関する変更の場合は、算定開始予定月の前月15日（必着）までに届出してください。
- また、変更内容が生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児入所施設の事業に係る定員の増の場合は、届出ではなく変更指定申請となりますので、7ページ目に記載の流れで変更指定申請を行ってください。
- 変更届の添付書類については、「別表1」を参照してください。

廃止・休止

- 廃止・休止に係る届出は、必ず廃止又は休止の日の1か月前までに届出してください。
※廃止予定日の1月以内に届出を提出するケースが非常に多く見受けられますので、御留意ください。
- 廃止の際は、現にサービスを受けている利用者の希望・意向を確認の上、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し必要なサービスの提供が継続されるよう、連絡調整等を実施してください。

4、報酬基準等について①

障害福祉サービス等の報酬算定について、国では算定基準として報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。

そのほか、報酬告示の詳細を示した留意事項やQ&Aが発出されています。報酬算定に当たっては、**これらの基準省令等を確認の上**、適切な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

【指定障害福祉サービス・指定障害者支援施設】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)⇒「**報酬告示**」

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)⇒「**留意事項通知**」

【地域相談支援】

○障害者に日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第12号)⇒「**報酬告示**」

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)⇒「**留意事項通知**」

4、報酬基準等について②

【障害児通所・入所支援】

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）⇒「**報酬告示**」

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）⇒「**報酬告示**」

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）⇒「**留意事項通知**」

また、県HPから最新の留意事項通知や報酬算定等に関する過去のQ&Aが確認できます。
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/shougai-jigyousha-shitei.html>)

これらの内容を確認した上で、運用上の疑義等ある場合は、**原則FAX（質問票）**で御質問ください。

※加算等の届出をするときは次ページ以降の「別表1」を参考とし、内容を確認できる書類を添付してください。

4、報酬基準等について③

令和6年度報酬改定について

- 現在、報酬改定に関するお問い合わせについては、厚生労働省発出の「概要」以外の御案内ができません。
- 厚生労働省通知等で、改定内容が確定し次第、当課HPへ掲載する予定ですので、しばらくお待ちください。
(確定版の通知等の発出は3月下旬頃と見込まれます。)
- 報酬改定に関する届出については、確定後、御案内します。(3月下旬以降を予定)

5、各種申請手続きに関する届出について

○ 各種届出様式の掲載場所について

インターネット上で「青森県庁ウェブサイト」と検索し、そこから入ってください。

青森県庁ウェブサイト > ホーム

> ①組織でさがす > ②健康福祉部 > ③障害福祉課

> ④障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)

> ⑤障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について

※次ページに掲載場所をお示しいたしますので、業務の参考としてください。

🔍 サイト内を検索する

☆ 利用の多いページ

入札情報	電子申請・届け出
公募・募集	職員等採用案内
教員採用情報	県庁インターンシップ
試験・資格	補助金・助成金
イベント	青森県基本計画
統計	県例規集
青森県報	職員名簿
組織で探す	市町村ホームページ

①トップページの「組織で探す」をクリック



ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部

🔄 画面表示等の変更



ホーム > 組織でさがす

🔄 画面表示等の変更

組織でさがす

- 総務部
- 企画政策部
- 環境生活部
- 健康福祉部**

②「健康福祉部」をクリック



健康福祉部

- 健康福祉政策課
- がん・生活習慣病対策課
- 医療薬務課
- 保健衛生課
- 高齢福祉保険課
- こども未来課
- 障害福祉課**
- 十和田食肉衛生検査所
- 田舎館食肉衛生検査所
- 青森県女性相談所
- 青森県動物愛護センター
- 青森県子ども自立センターみらい
- 青森県障害者相談センター
- 青森県立あすなろ療育福祉センター
- 青森県立さわび療育福祉センター
- 青森県立精神保健福祉センター

③「障害福祉課」をクリック

障害福祉課

最新情報

障害福祉課の最新情報一覧

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>障害児通所支援事業に係る自己評価結果等の集へ...</p> <p>2024年1月20日</p> <p>障害福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年12月厚生労働省令第35号)</p> | <p>精神科救急医療システム</p> <p>2024年1月20日</p> <p>夜間・休日において緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、適切な支援を確保するため、次のような納...</p> | <p>青森県措置入居者等通所後支援マニュアルを制定...</p> <p>2024年1月17日</p> <p>県では、次のとおり、青森県措置入居者等通所後支援マニュアルを制定しましたので、お知らせします。青...</p> | <p>障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について</p> <p>2024年1月14日</p> <p>「令和元年台発19号」関連通知等(「令和元年台発19号」により撤回した障害者等に対する実施決定等)について...</p> |
| <p>青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関す...</p> <p>2024年1月14日</p> <p>平成24年8月に改正された「障害者基本法」では、手話や盲点として設置がなられ、全ての障害者が可能な限...</p> | <p>障害者施設等への法整備</p> <p>2024年1月14日</p> <p>「社会福祉施設等」における今年度のインフラ整備に対する国の推進について(令和元年12月20日付け厚生労働省...)</p> | <p>指定自立支援医療機関の指定申請等について基...</p> <p>2024年1月14日</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(育成医療・更生医療)...</p> | <p>障害者虐待の防止等につい...</p> <p>2024年12月14日</p> <p>平成24年10月1日、障害者虐待の防止、国や自治体等の実施、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び...</p> |
| <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精...</p> <p>2024年12月13日</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精細規則法令の名称根拠法令の条項詳細可等の処理精細規則...</p> | <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精...</p> <p>2024年12月13日</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精細規則法令の名称根拠法令の条項詳細可等の処理精細規則...</p> | <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精...</p> <p>2024年12月13日</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精細規則法令の名称根拠法令の条項詳細可等の処理精細規則...</p> | <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精...</p> <p>2024年12月13日</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準・標準処理精細規則法令の名称根拠法令の条項詳細可等の処理精細規則...</p> |

関連ページ

- 平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
- 平成30年度就労移行等実態調査について
- 第39回全国障害者技能協議大会について
- 平成29年度予算執行調査(障害福祉サービス等)について
- 社会福祉施設等における事故・不祥事発生時の報告取扱要領の一部改正について
- 障害福祉サービス等の情報の公表について
- 障害者差別解消法について
- 障害者計画・障害福祉計画について
- 障害者虐待の防止等について
- **障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について**
- 指定自立支援医療機関の指定申請等について【医療機関向け情報】
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)集団指導(自己点検)の実施について
- 発達障害関連について
- **令和元年度研修の実施について(相談支援従事者研修・サービス**

- 産科医療補償制度
 - 青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度 参加宣言及び認証申請(第1回目)受付中
 - 視覚・聴覚障害者のICT利活用の支援について
 - 医療的ケア児支援について
 - 身体障害者手帳認定の手引き
 - 指定管理制度導入施設
～指定管理者募集中～【募集は終了しました。】
- 【青森県身体障害者福祉センターねむのき会館】
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定される身体障害者福祉センターとして、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されています。
- 【青森県視覚障害者情報センター】
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第34条に規定される視覚障

拡大

④関連ページの

「●障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について」をクリック

関連ページ

- 平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
- 平成30年度就労移行等実態調査について
- 第39回全国障害者技能協議大会について
- 平成29年度予算執行調査(障害福祉サービス等)について
- 社会福祉施設等における事故・不祥事発生時の報告取扱要領の一部改正について
- 障害福祉サービス等の情報の公表について
- 障害者差別解消法について

- 産科医療補償制度
- 青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度 参加宣言及び認証申請(第1回目)受付中
- 視覚・聴覚障害者のICT利活用の支援について
- 医療的ケア児支援について
- 身体障害者手帳認定の手引き
- 指定管理制度導入施設

障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）

[障害者支援施設等への注意喚起について](#) ⊕

[障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）関係通知集](#) ⊕

[障害福祉サービス事業者等名簿【青森県所管事業所分のみ】等について](#) ⊕

[障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について](#) ⊕

[障害児通所・入所支援に係る事業者の指定申請・届出について](#) ⊕

[福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算について](#) ⊕ （障害福祉サービス事業者等）

[障害福祉サービス事業者等の指定更新について](#) ⊕

障害福祉サービス事業等の新規指定、変更、加算、廃止、休止、再開等について

障害児通所支援事業等の指定、更新、変更、加算、廃止、休止、辞退等について

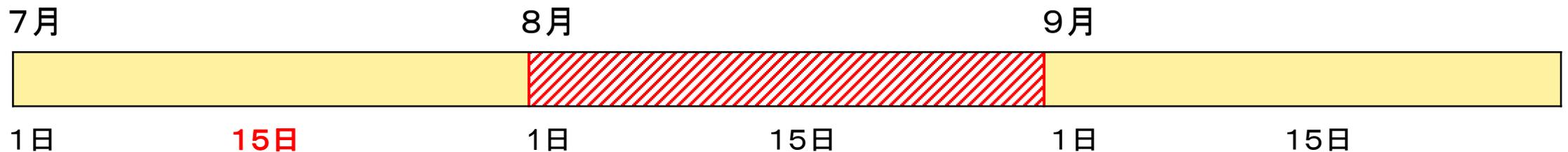
障害福祉サービス事業所等の指定更新について

6、障害福祉サービス事業等の変更届出について

○ 提出期限について

変更内容	期限
新たに加算等を算定	<u>前月15日必着（※以下の例を参照）</u>
加算等の取り下げ・減算	わかり次第速やかに届け出ること
加算等の区分変更（単位数の増）	<u>前月15日必着（※以下の例を参照）</u>
加算等の区分変更（単位数の減）	わかり次第速やかに届け出ること
加算以外の変更	わかり次第速やかに届け出ること

例) 8月に新たに加算を算定又は算定単位数の増をしたい場合



届出提出（加算を算定したい月の前月15日）

※16日以降に届いたものは9月サービス提供分からの適用となります。

加算を算定したい月（8月）

※県へ届け出た体制でサービスを提供

○加算等の届出に係る留意事項

- 15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。
例) 15日が日曜日→13日金曜日が締切
 - 16日以降に届いた分については、翌月ではなく翌々月サービス提供分からの適用となりますので、余裕をもって提出してください。
 - 加算等の区分変更（算定単位数の減）が発覚した場合は、速やかに県へ届出を行ってください。
(単位数が減る変更は届出を行う前であっても、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととなります。届出がされずに後日発覚した場合には、過誤調整の手続きが必要になります。)
 - 県への届出をしていない場合は、当該加算の請求を行わないようにしてください。
- ※県への届出がされずに報酬の請求が行われた場合、報酬請求時にエラーが生じますので留意願います。

○「前年度実績」に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

- 「前年度又は前年度末日の実績」に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるサービスについて、**令和6年4月から新規算定・区分の変更・算定の終了**を行う場合は前年度実績に基づく見直しを行った上で必要な書類を提出してください。
- 留意事項
 - ・**期限までに提出のない場合は、遡っての算定(単位数の増)はできません。**
 - ・前年度の実績により加算の算定が「終了」したり、報酬区分の「単位数が減る変更」は**速やかに**変更届出を行ってください。
 - ・単位数が減る変更は届出を行う前であっても、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと**となります。
 - ・4月以降も報酬区分・加算区分に**変更がない場合は届出は不要**です。
 - ・**「就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分の届出」は変更の有無に関わらず毎年4月中に届出が必要です。**
- 届出期限(新規取得や区分変更(単位数の増))
令和6年4月15日(月)必着
※前年度実績に基づかない加算の**新規取得や区分変更(単位数の増)**は、4月サービス提供分から算定しようとする場合、**令和6年3月15日(金)**が提出期限となりますのでご注意ください。
- 前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算
次ページの「加算等一覧」～前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算～」を参照ください。

「加算等一覧」～前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算～

番号	報酬・加算名 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 加算算定で「利用者の数」を用いる場合は、 前年度の平均値 = 前年度の全利用者数の延べ数 ÷ 当該前年度の開所日数 </div>	居宅介護 重度訪問介護	行動援護 同行援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援	児童発達支援
0	基本報酬算定区分									●	●	●	●		●	●
1	移行準備支援体制加算(Ⅰ)									●						
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算				●	●	●	●	●	●	●	●		●		
3	重度者支援体制加算															
4	重度障害者支援加算(Ⅰ)															
5	就労移行支援体制加算															
6	就労定着実績体制加算												●			
7	人員配置体制加算															
8	地域移行支援体制強化加算															
9	通勤者生活支援加算													●		
10	特定事業所加算															
11	目標工賃達成指導員配置															
12	夜勤職員配置体制加算					●										
13	夜間支援等体制加算								●					●		
14	就労支援関係研修修了加算									●						

※報酬改定の内容を踏まえ改定予定。

○ 届出書類について

変更届出をするときは次の書類を提出してください。押印は不要です。

①変更届出書(様式第2号)・・・者・児共通

※変更内容が分かるよう、必ず変更の内容(変更前・変更後)を記載してください。
記載がない場合は県で変更内容を正しく把握できない可能性があります。

②障害福祉サービス事業等変更届出書(第8号様式)・・・者 障害児通所支援事業等変更届出書(第27号様式)・・・児

③変更内容を確認できる書類(次ページ「別表1」を参照)

※今回お知らせする内容は、R6年度報酬改定で変更となる可能性がありますのでご注意ください

	変更事項	添付書類
1	事業所（施設）の名称	・ 運営規程（変更前・変更後）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所） 【事業の実施場所の変更の場合】	・ 平面図 ・ 設備・備品等一覧（参考様式2） ・ 建物の写真（外観と内観） ・ 消防法及び建築基準法上の検査済証等 ・ 運営規程（変更前・変更後）
3	事業者（設置者）の名称	・ 定款・寄附行為（写） ・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本）
4	主たる事務所の所在地【設置者の本部住所変更の場合】	・ 定款・寄附行為（写） ・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本）
5	代表者の氏名、住所及び職名	・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本）
6	定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 （当該指定に係る事業に関するものに限る。）	・ 定款・寄附行為（写） ・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本） ・ 条例等（写）
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	・ 平面図（変更前・変更後） ・ 設備・備品等一覧（参考様式2）

	変更事項	添付書類
8	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4） ・ 資格証（写）
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・一般相談支援 以外 の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・ サービス管理責任者等研修修了証（写） ・ 相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書（写） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）
11	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 【障害児通所・入所支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・ サービス管理責任者等研修修了証（写） ・ 相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書（写） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）
12	地域相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所 【一般相談支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・ 研修修了証（写） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）

変更事項		添付書類	
13	運営規程	定員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程（変更前・変更後） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） 【定員増の場合】 ・平面図（変更前・変更後） ・設備・備品等一覧（参考様式2） ・介護給付費等算定に係る体制状況一覧表（様式第5号別紙1）
		定員以外の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程（変更前・変更後） ・その他関連資料（例：勤務形態一覧表等）
14	介護給付費等の請求に関する事項 【※算定する単位数が増える場合は前月15日までに届出】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等算定に係る体制状況一覧表（様式第5号別紙1） ※一覧表には、変更部分だけでなく、該当するサービスの全加算項目についての体制を記入してください。 ※GHは、共同生活住居ごとに一覧表を作成してください。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） ・加算に係る届出書（加算毎に別様式） 	
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書・協定書等（写） 	
16	事業所（施設）・主たる事務所の連絡先 （電話番号、FAX番号、メールアドレス）	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の付表 	

	変更事項	添付書類
17	事業所の種別（併設型・空床型の別） 【短期入所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程（変更前・変更後） ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） ・平面図（変更前・変更後） ・設備・備品等一覧（参考様式2）
18	併設型における利用定員数 空床8型における当該施設の入所者の定員 【短期入所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程（変更前・変更後） ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） ・平面図（変更前・変更後） ・設備・備品等一覧（参考様式2）
19	委託している障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所名称及び所在地 【重度障害者等包括支援において、第三者委託により提供する障害福祉サービスがあるときのみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書（写） ・運営規程（変更前・変更後）
20	関係機関等との連携その他の支援体制の概要 【共同生活援助のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・概要がわかるもの（様式任意） ・運営規程（変更前・変更後）
21	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 【就労移行支援のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・概要がわかるもの（様式任意） ・運営規程（変更前・変更後）
22	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること【障害児通所・入所支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証（写）
23	主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程（変更前・変更後） 【対象者を特定する場合】 ・主たる対象者を特定する理由書（参考様式7）

7、毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について

工賃向上計画

平成19年度から「工賃倍増5か年計画」を、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取り組みを推進してきたところです。『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』の一部改正について』（令和3年3月10日障発0310第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、令和3年度以降についても「工賃向上計画」に基づく取り組みを推進することとされており、令和6年度の報酬改定に伴い当該指針もまた改正されることが予想されますが、就労継続支援B型事業所におかれましては、令和6年度から令和8年度までの3か年の工賃向上計画の作成の御準備をお願いいたします。

提出期日は令和6年5月末日までとなることが予想されますが、正式な期日等詳細については、厚生労働省から通知があり次第、各事業所へ改めてお知らせする予定です。

工賃(賃金)実績の報告 ※ 毎年度

就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所は、毎年、県に対し前年度の工賃(賃金)実績を報告することとなっています。例年、厚生労働省から依頼が来次第、各事業者へ通知しています。

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 ※ 毎年度

就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分に関する届出書は毎年4月15日まで(令和6年度は令和6年4月15日(月)まで)に県障害福祉課へ届出が必要です。

【届出書類】

- ・様式第2号(指定内容変更届出書)
- ・第8号様式(障害福祉サービス事業等変更届出書)
- ・様式第5号別紙1(体制等状況一覧表)
- ・就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
- ・就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)

就労移行支援事業所における就職者数 ※ 毎年度

障害福祉サービス事業者等に係る指定基準省令において指定就労移行支援事業者又は就労移行支援を提供する指定障害者支援施設は、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならないとされています。

※事業所の所在地が中核市(青森市・八戸市)にある場合は、中核市(青森市・八戸市)に報告することになります。

県から照会がありましたら所定の様式により報告をしてください。

自己評価結果等の公表にかかる届出書 ※ 毎年度

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援が対象です。

平成31年4月1日から障害児通所支援事業者は自己評価等の公表が義務付けられており、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について県に届出のない場合、減算(自己評価結果等未公表減算:所定単位数の100分の85)が適用されます。例年1月頃に県ホームページに掲載するので、期日までに提出してください。

障害福祉サービス等処遇改善計画書 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ※ 毎年度

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、取得する年度毎に計画書の提出が必要です。(**令和6年度から引続き算定する場合も計画書の提出が必要です。**)

年度初めの4月から当該加算を算定する場合は、前年度の2月末までに計画書を提出してください。

なお、**令和6年度**については、4月及び5月サービス提供分を算定する場合の提出期限は**令和6年4月15日までにを行うこととする予定**です。計画書の様式については、追って御連絡します。また、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する届出等については、改めて御連絡します。

また、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を受給した事業所は、**各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書**を提出してください。

なお、様式等は県HPへ掲載しています(計画書は例年1月頃、実績報告書は例年6月頃に更新)。

前年度の様式と変更している場合もありますので、毎年度県HPを確認してください。

8、減算における留意事項

サービス管理責任者欠如減算①

【減算の対象】

以下の場合で、他に資格要件を満たしたサービス管理責任者を配置できない場合には、減算の対象となります。

- ①旧体系(H31. 3以前)の研修を受講済の方で、**令和5年度末(令和6年3月31日)**までに**サービス管理責任者等更新研修**を修了できなかった場合
(※令和6年4月1日以降は実践研修終了証の交付を受けるまで当該者はサービス管理責任者の業務を行うことはできません。)
- ②実務経験者でR元～R3年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講済の方で、**基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間にサービス管理責任者等実践研修**を修了できなかった場合(※実践研修を修了するまで当該者はサービス管理責任者等の業務を行うことはできません。)
- ③**サービス管理責任者実践研修修了者**であって、**実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間にサービス管理責任者等更新研修**を修了できなかった場合
- ④**その他**現任のサービス管理責任者の**退職等**により**サービス管理責任者が欠如**となった場合
(※やむを得ない事由による欠如の場合は、県障害福祉課に取扱いについて御相談ください。)

※サービス管理責任者等として配置するには、相談支援従事者初任者研修の講義部分を修了している必要があります。受講していない場合には、サービス管理責任者基礎研修、実践研修を修了している場合であってもサービス管理責任者等として配置することはできません。

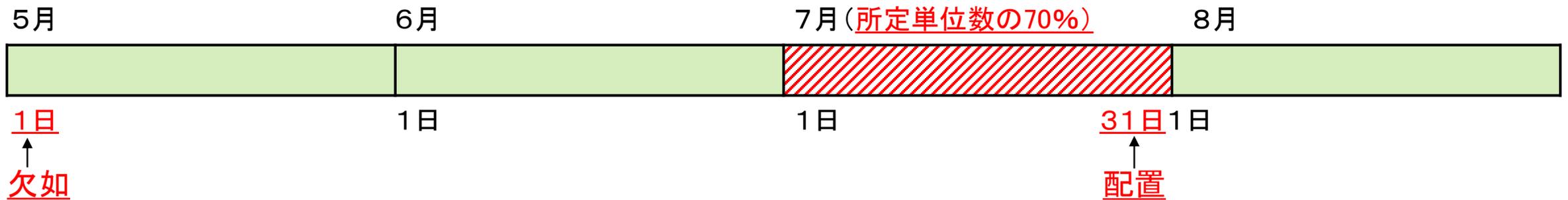
サービス管理責任者欠如減算②

【取扱い】

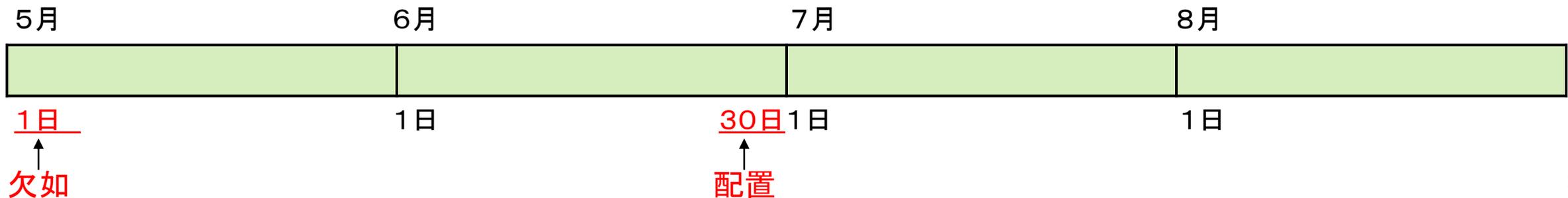
指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、**その翌々月から**人員基準欠如が**解消されるに至った月まで**の間減算となる。

- ・減算適用1月日から4月日 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用5月日以降 所定単位数の50%を算定

(例1) 令和6年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和6年7月31日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合
⇒ **令和6年7月サービス提供分は減算対象** (所定単位数の70%) となり、令和5年8月サービス提供分からは減算なし。



(例2) 令和6年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和6年6月30日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合
⇒ **サービス管理責任者欠如減算なし**。(減算開始の令和6年7月サービス提供までに新たにサービス管理責任者を配置したため)



サービス提供職員欠如減算

【減算の対象】

生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人について、指定基準に定める人員基準を満たしていない場合

【取扱い】

1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間減算となる。

- ・減算適用1月目から2月目 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定